

令和5年10月10日
区民部課税課

専決処分した事件の報告について（損害賠償額の決定）

1 事故の概要

- (1) 発生年月日 令和3年6月
- (2) 事故の概要 住民税の課税権が前住所地又は転出先の他自治体となっている場合は、江東区から前住所地又は転出先の他自治体宛に税務署から送付される確定申告書の写し等の課税資料を送付すべきところ未送付であったため、時効により住民税の還付を受けられない者11名に対し、損害を与えた。

2 決定年月日 令和5年8月14日

3 損害賠償額 住民税還付金相当額に遅延損害金を加えた額。対象者に応じた損害賠償額は次の表のとおり。

対象者	損害賠償額
江東区民	43,600円
江東区民	12,600円
江東区民	5,400円
江東区民	49,400円
江戸川区民	39,000円
中野区民	26,000円
江東区民	76,800円
江東区民	500円
福岡市民	79,000円
江東区民	56,600円
江東区民	1,900円

4 参 考 課税資料未送付による影響については次の表のとおり。

追徴課税可能	2名	606,100円
追徴課税時効	7名	651,800円
還付可能	17名	769,700円
還付時効	11名	359,200円 (遅延損害金31,600円)

※件数45件、延べ人数37名、対象自治体27自治体